

第2号議案 鶴岡市地域公共交通会議要綱の改正（案）について

1. 改正の趣旨

○ 新規の参加団体があったため、これを改めるもの。

2. 改正内容

第3条（構成員）第1項中、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6）山形県ハイヤー・タクシー協会が指名するもの

3. 新旧対照表

以下のとおり

4. 施行年月日

令和3年12月21日

改正後（新）	改正前（旧）
<p>第3条 交通会議の構成員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 鶴岡市長又はその指名する者</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者</p> <p>(3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者が指名する者</p> <p>(4) 山形県バス協会が指名する者</p> <p>(5) 山形県ハイヤー協会が指名する者</p> <p>(6) 山形県ハイヤー・タクシー協会が指名する者</p> <p>(7) 住民又は利用者の代表</p> <p>(8) 山形運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(9) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者</p> <p>(10) 道路管理者、山形県警察、山形県庄内総合支庁、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者</p>	<p>第3条 交通会議の構成員は、次に掲げる者とする。</p> <p>(1) 鶴岡市長又はその指名する者</p> <p>(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者</p> <p>(3) 一般貸切(乗用)旅客自動車運送事業者が指名する者</p> <p>(4) 山形県バス協会が指名する者</p> <p>(5) 山形県ハイヤー協会が指名する者</p> <p>(6) 住民又は利用者の代表</p> <p>(7) 山形運輸支局長又はその指名する者</p> <p>(8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体が指名する者</p> <p>(9) 道路管理者、山形県警察、山形県庄内総合支庁、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者</p>